

兵庫医科大学 医学部の教務に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫医科大学学則（以下「学則」という。）に基づき、本学医学部における授業科目（以下「科目」という。）の履修、試験および進級に関する必要な事項を定める。

(授業科目および単位数)

第2条 科目および単位数は、学則の定めるところによる。

② 他大学（短期大学及び高等専門学校を含む。）並びに本学他学部において修得した単位数（入学前の既修得単位を含む）については、その一部又は全部を、学長が医学部教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いて、医学部において修得及び履修したものとして承認することがある。

(授業の実施)

第3条 科目は、別表のとおり第1学年次から第6学年次に配分して授業する。

② 各学年での科目の実施の時期、曜日、時限および担当者等は、学長が教授会の意見を聴いて決定し、学年のはじめに告示する。

③ 一科目毎に、科目責任者を置く。

(授業時限)

第4条 講義および演習においては、75分間の連続をもって1時限とする。なお、学年を通じての時間配当を次のとおり定める。

第1時限 9時00分より10時15分

第2時限 10時25分より11時40分

第3時限 12時40分より13時55分

第4時限 14時10分より15時25分

第5時限 15時35分より16時50分

② 実習および実技における授業時間は、前項に準じる。

③ 科目責任者は、実習、演習および実技の開始または終了時刻を時限に関係なく変更することができる。

(履修の要件)

第5条 学生は、所属する学年次に配当された科目を履修する。

(学級の編成)

第6条 科目によっては、各学年次を、2学級以上に編成して授業を行うことがある。この場合、学生は、指定された学級で授業を受けなければならない。

(選択科目)

第7条 選択して履修することが認められている科目（以下「選択科目」という。）の履修を希望する学生は、所定の期日までに、履修登録を完了しなければならない。

② 同一時限に開講時期を重複して2科目以上開講される選択科目の履修は、1科目のみとする。

③ 選択科目については、履修する学生の人数を制限することがある

(成績の評価)

第8条 科目の成績の評価は、科目責任者が、試験、平常の成績および成果物等により行う。

② 科目の評価基準は、80点以上を優、70点以上80点未満を良、65点以上70点未満を可、65点未満を不可とする。

③ 前項の評価に対して、Grade Point（以下「GP」という。）を定め、GPの平均値であるGrade Point Average（以下「GPA」という。）を算出する。GP及びGPAについては、別に定める。

(成績の評価を受ける資格)

第9条 前条に規定する成績の評価を受けることができる者は、講義については出席時間数が授業実施時間数の3分の2以上のものとする。ただし、実習、演習、実技については、全出席を原則とする。

(試験の実施)

第10条 試験は、定期試験、科目の課程内で行う試験、総合進級試験、医療系の大学等における教育における学生の学修到達度を判定するための共通の評価試験（以下「共用試験」という。）、卒業試験、追試験、再試験その他の医学部で成績評価のために行われるすべての試験とする。

(受験)

第11条 学生は、試験場においては、指示された座席で受験し、試験監督者の指示に従わなければならない。

② 学生は、試験場においては、次の規定を守らなければならない。

1 学生証を携行し、机におくこと

2 受験のために使用を許可されたもの以外の物品は、試験会場への持込みを一切禁止

する

- 3 試験中の発言は、試験監督者の許可を受けること
- 4 配布された答案用紙等は、退出の際に、必ず提出すること
- ③ 遅刻者は、原則として受験を認めない。ただし、試験監督者の判断により、遅刻の事由がやむを得ないと認められた場合は受験を認めるが、試験時間は延長しない。
- ④ 試験開始後は、試験終了時刻まで退室を認めない。
- ⑤ 口頭試験の受験は、筆記試験に準じる。

(不正行為の禁止)

- 第12条 試験中試験監督者が、学生の不正行為（準備および他人の不正行為への援助を含む。）を発見し、その事実を確認したときは、直ちに当該学生の受験を停止し、試験場外へ退出させる。
- ② 前項を適用された学生は、当該試験以後に実施される学年中の全ての試験を受験することはできない。
 - ③ 不正行為を行った学生は、次の学年への進級もしくは卒業判定を受けることができない。
 - ④ 不正行為を行った学生の試験の評価は、学年中の全ての試験について0点とする。
 - ⑤ 特に悪質と認められる不正行為を行った者に対しては、学則第62条に基づき懲戒する。
 - ⑥ 試験終了後においても、不正行為が発見され、その事実を確認されたときは、第2項から第5項の規定を適用する。

(定期試験)

第13条 定期試験は、原則として授業終了後の適当な時期に実施する。

(定期試験の受験資格)

- 第14条 学生は、次の各号のいずれかに該当するとき、定期試験を受けることができない。
- 1 試験を受けようとする科目の出席時間数が、第9条に規定する資格を満たしていないとき
 - 2 選択科目については、第7条第1項に規定する履修登録を完了していないとき
 - 3 授業料等、学費の納入がなされていないとき
 - 4 休学しているとき、または学則第62条による停学処分を現に受けているとき

(総合進級試験)

第15条 総合進級試験は、第2、4、5学年次にその学年までに学修した事項の理解度を総合的に評価する試験とする。

- ② 総合進級試験は、第2、4、5学年次進級判定前の適当な時期に実施する。
- ③ 総合進級試験については、1回の追・再試験を実施する。ただし、第5学年次については、追試験のみとする。
- ④ 総合進級試験の合格の基準については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(共用試験)

第16条 共用試験は、全国国公立大学医学部・医科大学を対象に実施する臨床実習に必要な基本的な臨床能力(知識・技能・態度)を評価する試験とする。

- ② 共用試験は、臨床実習開始前後の適当な時期に実施する。
- ③ 共用試験については、原則として1回の追・再試験を実施する。
- ④ 共用試験の合格の基準については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(卒業試験)

第17条 卒業試験は、第1学年次から第6学年次までに修得すべき単位を総合的に判定する総合試験とし、適当な時期に実施する。

- ② 卒業試験の合格の基準については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

(追試験)

第18条 学生が、定期試験、総合進級試験及び共用試験を次の理由により受験することができなかったときは、追試験を受けることができる。

- 1 学校保健安全法等、法令により出席が停止されているとき
- 2 その他前号に準ずる十分な理由があると認められたとき
- ② 追試験を受けようとする者は、所定の様式により、学長に願い出て、許可を受けなければならない。
- ③ 追試験の評価は、原則として、その試験成績の90%とする。

(再試験)

第19条 次の試験の成績が合格に達しなかった学生については、原則として再試験を実施する。

- 1 定期試験
- 2 総合進級試験(第2学年次)
- 3 総合進級試験(第4学年次)
- 4 共用試験
- ② 再試験に合格したときの成績は、定期試験は65点とする。ただし、総合進級試験再試験および共用試験再試験に合格したときの成績については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

- ③ 再試験を受けようとする者は、所定の再試験受験料を納入のうえ、期日までに再試験受験願を提出しなければならない。
- ④ 前3項に定めるもののほか、再試験受験に関する必要な事項は別に定める。

(成果物の提出)

第20条 学生は、レポート等成果物の提出にあたっては、指示された様式に従って指定された期日までに、提出しなければならない。

(進級の資格)

第21条 各学年次の進級について、次の基準に達した者が新学年の始めに次の学年に進級することができる。

- 1 第1、3学年次については、当該学年次の所定の全科目の最終の成績について、合格の評価を受けた者
 - 2 第2、5学年次については、当該学年次の所定の全科目の最終の成績について合格の評価を受け、かつ、総合進級試験の成績について合格の評価を受けた者
 - 3 第4学年次については、当該学年次の所定の全科目の最終の成績について合格の評価を受け、かつ、総合進級試験および共用試験の成績について合格の評価を受けた者
- ② 前項の基準に達しなかった者のうち、教授会の意見を聴き、学長が教育上有益と認めた場合、特に進級させることがある。
- ③ 前項により進級させた者の、合格に達しなかった科目の取扱いについては、教授会の意見を聴き、学長が決定する。なお、再履修により合格したときの成績は、65点とする。

(留年者の取扱い)

第22条 進級または卒業の認定を受けられなかった者は、同一学年次に留まる。

- ② 留年者は、当該学年次の所定の科目について再履修しなければならない。ただし、教授会の意見を聴き、学長が一部の科目については再履修の代替学修を認めることがある。
- ③ カリキュラム改編に伴い、当該学年次の所定の科目以外に教授会の意見を聴き、学長が特に教育上必要と認めた科目については、履修しなければならない。

(各学年次の在学年限)

第23条 学則第18条第2項に規定する在学年限は、第1・第2学年次、第3・第4学年次、第5・第6学年次に区分し、各区分について4年を超えることはできない。

(聴講生、科目等履修生、外国人留学生への準用)

第24条 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生の科目の履修については、本規程を準用する。

(権利および責任)

第 25 条 本学において実施された講義、実習、演習、実技に関する権利および責任は、原則として本学に帰属する。

(研究医コース)

第 26 条 研究医コースについては、この規程にかかわらず選考・教務等に関する必要な事項を別に定める。

(事務)

第 27 条 この規程に関する事務は、大学事務部が行う。

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、学長が発議し、教授会及び大学運営会議の意見を聴いて、常務会が行う。

附 則

- ① この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- ② この規程の施行に際し、昭和 58 年度以前の入学者に係る在学年限については、なお、従前の例による。
- ③ 進学課程履修規程（昭和 47 年 4 月 1 日制定）および専門課程履修規程（昭和 47 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

附 則
省 略

附 則
この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の改正は、平成 18 年度入学生から適用し、平成 17 年度以前の入学者に係る各学年次の在学年限については、なお従前の規程による。

附 則
この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の改正は、平成 18 年度入学生から適用し、平成 17 年度以前の入学者に係る各学年次の在学年限については、各入学時の規定を適用する。

附 則

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。